

平成 29 年度第 2 回対策本部会議提案 審議・報告・その他

提出日：平成 29 年 8 月 17 日

担当部・課：福祉部生活再建支援課

① 件 名
プレハブ仮設集約時家賃助成事業の取扱変更及び手続きの見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背 景】</p> <p>応急仮設住宅に入居している被災者のうち、復興公営住宅への入居資格がなく、自宅再建ができない低所得者世帯等について、仮設住宅の集約時期と供与期限到来時に円滑な移転ができるよう、プレハブ仮設集約時家賃助成事業を実施している。</p> <p>【目 的】</p> <p>助成金交付対象者が、収入超過により助成金を交付しないこととなった場合でも、その翌年度に再び認定可能な収入となった場合には、助成金交付を再開できることとし、平成 32 年度までの事業実施期間内における収入の増減に応じた的確な支援をしようとするもの。また、助成金交付の手続きの一部を見直しするもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令等】</p> <p>石巻市プレハブ仮設住宅集約時家賃助成金交付要綱</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市被災者自立再建促進プログラム</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 28 年 6 月 被災者自立再建促進プログラム策定</p> <p>平成 28 年 10 月 プレハブ仮設集約時家賃助成事業開始</p>
⑤ 主な内容
<p>【主な改正事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅から移転した家賃助成住宅に助成対象者が継続入居している場合に限り、一旦、収入超過になった年があった場合であっても、後年度に再び収入認定された者については助成再開を可能とする。 2 助成金交付決定を受けた者に対し、入居時及び入居月の翌月までの助成金を除き、応急仮設住宅返還届を提出させ、その後に交付する流れとする。 3 助成対象者が引き続き家賃助成住宅に入居しているか否か、賃貸借契約が解除されていないか等について、随時に調査できる規定を明記する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
影響 助成再開世帯の想定 数件程度 効果 低所得者の移転後の生活の安定、市営住宅の一時的な不足を補完 財源 東日本大震災復興基金（宮城県交付分）			
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
1 阪神淡路大震災時：事業実施（9年間）			
家賃負担軽減	H8～11年度	H12年度	H13～17年度
家賃6万円以上	3万円	2万円	1万円
家賃6万円未満	家賃の1/2	家賃の1/3	家賃の1/6
2 中越震災時：事業実施（5年間） 供与期限内月6万円、以後3万円補助（対象：高齢者、障害者等）月収約27万円以内			
3 県内被災市町家賃助成、補助制度なし。			
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
平成29年9月 石巻市プレハブ仮設住宅集約時家賃助成金交付要綱の一部改正（10月1日施行）			
⑨ その他			
なし			